

県 く 第 476 号
令和 4 年 11 月 2 日

長寿社会課総括課長
障がい保健福祉課総括課長
子ども子育て支援室長 } 様

県民くらしの安全課総括課長

調理師業務従事者届出の周知について（依頼）

このことについて、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 5 条の 2 の規定により、調理業務に従事する調理師は、2 年ごとに就業地の都道府県知事に調理師業務従事者届を届け出なければならないこととされ、今年度は届出年度になっております。

つきましては、今年度の届出受理事務を下記のとおり実施しますので、貴職所管の関係施設（社会福祉施設等の給食施設）に対する周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 届出受理機関

届出者（調理師）の就業地を管轄する県の保健所
ただし、電子申請による場合は、県民くらしの安全課とする。

2 届出受理期間

令和 4 年 12 月 31 日（土）～令和 5 年 1 月 16 日（月）
ただし、保健所窓口への届出期間は、令和 5 年 1 月 4 日（水）～1 月 16 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

3 届出書様式

別紙 1 のとおり
届出用紙は、岩手県ホームページからダウンロードすることができます。
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/chorishi/1060177.html>
「岩手県HPトップページ>くらし・環境>安全・安心>食の安全・安心>調理師・製菓衛生師>調理師業務従事者届」（「岩手県 調理師業務従事者届」で検索）

4 届出の方法

保健所窓口への提出、郵送又は電子申請
※ 電子申請については、上記 3 のホームページを参照してください。
（令和 4 年 12 月 31 日（土）受付開始）

【担当】食の安全安心担当 鈴木（内 5322）
TEL：019-629-5322 FAX：019-629-5279

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は
調理師業務従事者届
を出しましょう

令和4年12月31日現在の状況を
令和5年 1月16日までに

就業地の保健所（盛岡市の場合は岩手県県央保健
所）に届出

◆届出の方法：保健所窓口へ提出、郵送、電子申請
（保健所窓口届出期間は、令和5年1月4日(水)～1月16
日(月)(土日・祝日を除く)です）

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています



●問合せ先：最寄の保健所 又は 県庁県民くらしの安全課

【岩手県公式ホームページ】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/chorishij/1060177.html>
→「岩手県 調理師業務従事者届」で検索

【届出には電子申請もご利用いただけます】

令和4年12月31日（土）から受付開始です（※12月30日まではアクセスできません）
〔パソコン・スマートフォン〕

<https://s-kantan.jp/pref-iwate-u/offer/offerDetail?id=spbyaction?tempseq=3691&accessFrom=>
→「岩手県 調理師業務従事者届 電子申請」で検索

調理師の皆様へ

飲食物を調理して供与する給食施設や飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業で調理の業務に従事している調理師は、**調理師業務従事者届を出すことが義務づけられています。**

本届出制度は、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組を充実させていくことを目的として実施されています。

届出は、2年ごとに行うこととなっており、今年度は届出の年度に当たります。趣旨を十分に御理解いただき、届出に御協力ください。

○ 届出が必要な調理師

次の施設又は営業で調理の業務に従事している調理師

- ・ 給食施設
寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設等であって、飲食物を調理して供与している施設
- ・ 営業
飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

○ **令和4年12月31日現在の状況を、令和4年12月31日(土)から令和5年1月16日(月)までに、就業地を管轄している岩手県の保健所(就業地が盛岡市の場合には岩手県県央保健所)に届け出てください。**

※ 保健所窓口への届出期間は、令和5年1月4日(水)～1月16日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)となります。

○ 届出の方法

保健所窓口への提出、郵送、電子申請

○ 詳しくは、最寄りの岩手県の保健所又は岩手県環境生活部県民くらしの安全課(Tel:019-629-5322)にお問い合わせください。

【岩手県公式ホームページ】

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/shoku/chorishi/1060177.html>

岩手県 調理師業務従事者届 で検索

別紙 1

様式第二の二（第四条の二関係）

調理師業務従事者届

ふりがな						
氏名			性別	男・女	年齢	歳
住所	〒 都道府県					
電話番号						
調理師名簿登録	登録を受けた 都道府県名			登録番号	第 号	
	登録年月日	昭和 平成 令和	年		月	日
業務に従事する 場所	1. 寄宿舍			8. 飲食店営業		
	2. 学校			9. 魚介類販売業		
	3. 病院			10. そうざい製造業		
	4. 事業所			11. 複合型そうざい製造業		
5. 社会福祉施設			12. その他			
6. 介護老人保健施設						
7. 矯正施設						
所在地						
電話番号						
名称						
備考						

(備考) 該当する文字又は数字を○で囲むこと。